（表1）給与所得控除　　令和8年8月酒々井町作成

給与等の収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後 （令和9年度、10年度）
162万5千円以下	65万円 （最低保障額）	74万円 （最低保障額） （基本69万円＋特例5万円）
162万5千円超　180万円以下		
180万円超　190万円以下		
190万円超　220万円以下	給与収入金額 ×30%+8万円	

※最低保障額が65万円から69万円に引き上げられ、また、69万円に5万円上乗せする特例(令和9年度、10年度に限る)が創設され、最低保障額は74万円に引き上げられます。

※給与収入金額が220万円を超える方は変更ありません。